

# 「森の力再生事業」の後期5か年を実施します

静岡県では、平成18年度から「森林づくり県民税」を導入し、県民の皆様のご理解とご協力のもとに、この税を財源として荒廃した森林を再生する「森の力再生事業」を進めています。「森林づくり県民税」は、前期計画が終了する5年目に見直しを行うこととしていたため、県内28か所でのタウンミーティングなどを実施し、多くの県民の方から事業と課税の継続に賛同を得られたことから、税率などは変更せずに、課税期間を5年延長するとともに、県民の方からの意見・要望を踏まえて竹林の整備面積を拡大することとしました。

## 【森の力再生事業の概要】

期間	平成18年度から10年間		
対象林	「森の力」を高める必要があり、森林所有者による整備が困難で、下草がないなど、緊急に整備が必要な森林12,300ha（当初計画12,000ha）		
整備内容	人工林再生整備	強度の間伐	手入れが行き届かないスギ、ヒノキの森林の整備
		風倒木処理	台風などの強風により倒れた森林の整備
	竹林・広葉樹林再生整備		放置された竹林や広葉樹林の整備

## 【事業計画・実績】

区分	全体計画	H18～22年度実績見込み	うち下田市
人工林再生整備	11,920 ha	6,089 ha	144.63 ha
竹林・広葉樹林再生整備	380 ha	69 ha	0.16 ha
合計	12,300 ha	6,158 ha	144.79 ha

## 【事業の効果(下田市須原)】



(整備前) 込み合った森林

(整備直後) 40%の間伐を実施

(3年目) 植物が発生

## 【森林づくり県民税の概要】

納める人	個人：県内に住所がある人、県内に住所はないが県内に家屋数などがある人 法人：県内に事務所・事業所等を持っている法人等
期間	平成18年度から10年間
納める額	個人：年額400円（個人県民税均等割額に上乘せ） 法人：年額1,000円～40,000円（法人県民税均等割額の5%）

**問合せ先**

森林づくり県民税 静岡県経営管理部税務課  
☎ 054-221-2337

森の力再生事業 静岡県交通基盤部森林計画課  
☎ 054-221-2613

産業振興課産業振興係 ☎ 223914

「選挙管理委員会」はその名の通り選挙を管理執行するのが主な仕事です。国政選挙、県や市の選挙だけでなく、財産区や農業委員なども選挙が行われます。その他、裁判官や検察審査員の候補者を選定するのも選挙管理委員会の仕事です。

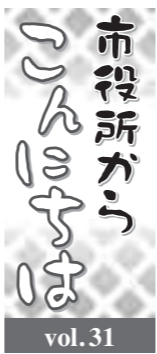
私が選挙の担当になり、5回選挙を経験しましたが、選挙期間中には様々な問い合わせがあります。

なかでも、毎回多く寄せられるのが「投票入場券」を無くされたり、届かないといった問い合わせです。もちろん

「選挙するあなたも政治の主人公」

今年は、4年に一度の統一地方選挙の年です。統一地方選挙は、選挙への関心を高め、経費の削減を図るため、投票日を全国統一にして行われるものです。下田市では、4月10日に静岡県議会議員選挙、4月24日に下田市議会議員選挙が実施されます。

「選挙管理委員会」はその名の通り選挙を管理執行するのが主な仕事です。国政選挙、県や市の選挙だけでなく、財産区や農業委員なども選挙が行われます。その他、裁判官や検察審査員の候補者を選定するのも選挙管理委員会の仕事です。



また、街頭演説や選挙カーが騒がしいといったお話もよくあります。「公職選挙法」という法律で、選挙運動期間中にできることが細かく決められています。有権者に人柄や政策などをお伝えする大切な機会ですのでご理解いただきたいと思います。ちなみにこの街頭演説などは朝8時30分から夜8時までと決められていて、病院や学校の近くでは静穏を保持しなければならぬことになっています。

来月号では、期日前投票や不在者投票など、投票の方法について詳しく掲載したいと思います。統一地方選挙は、最も身近な選挙で、一票がより政治に反映される大事な選挙です。皆様の一歩を大切に、必ず投票に行きましょう。

（選挙管理委員会 内田陽久）

選挙権がある方であれば入場券をお持ちでなくても、ご本人であることを確認して、投票することが出来ます。このような問い合わせが少しでも減るように周知していきたいと思えます。

また、街頭演説や選挙カーが騒がしいといったお話もよくあります。「公職選挙法」という法律で、選挙運動期間中にできることが細かく決められています。有権者に人柄や政策などをお伝えする大切な機会ですのでご理解いただきたいと思います。ちなみにこの街頭演説などは朝8時30分から夜8時までと決められていて、病院や学校の近くでは静穏を保持しなければならぬことになっています。

## 犬の登録と狂犬病予防注射日程表

実施日	実施場所	時間
4月12日(火)	板戸公民館前	午前9時30分～午前9時50分
	原田区駐車場	午前10時10分～午前11時00分
	外浦区集会所	午前11時15分～午前11時30分
	柿崎公民館前	午後1時30分～午後2時10分
	須崎漁協前	午後2時30分～午後3時00分
4月13日(水)	蓮台寺公会堂前	午前9時30分～午前10時10分
	河内公会堂	午前10時20分～午前11時20分
	稲生沢公民館	午後1時00分～午後1時30分
	中公民館	午後1時45分～午後2時15分
	本郷公民館	午後2時30分～午後2時50分
4月14日(木)	賀茂保健所	午後3時00分～午後3時30分
	田牛バス停横	午前9時30分～午前9時45分
	朝日公民館	午前10時00分～午前10時55分
	大賀茂農協前	午前11時10分～午前11時50分
	中央公民館	午後1時30分～午後3時00分
4月15日(金)	落合1号橋サイクリングステーション	午前9時30分～午前9時50分
	須原農協前	午前10時10分～午前10時40分
	基幹集落センター	午前11時00分～午前11時40分
	北湯ヶ野公民館	午後1時30分～午後2時00分
	横川・千代田屋前	午後2時20分～午後2時45分
4月18日(月)	加増野バス停横	午後3時00分～午後3時15分
	市民文化会館駐車場	午前9時30分～午前11時00分

**愛犬家の皆様へ！**  
**登録と狂犬病予防注射をお忘れなく**

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬については、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、飼い主に義務づけられています。

下田市では、左記の日程で登録と注射を行いますので、最寄りの会場へ犬を連れてお越しください。

犬の登録が済んでいる場合、予防注射のみ行います。愛犬手帳と案内のハガキを必ずご持参ください。

注射料金 3,320円

犬の登録をしない場合は、登録料金を3,000円、注射料金を3,320円を合わせてください。

※他市町村より転居してきた方は、鑑札を必ず持参してください。

登録事項に変更ありませんか？

登録されている犬が死亡した場合や飼い主の変更などがあった場合は、環境対策課までご連絡ください。

問合せ先 環境対策課環境保全係 ☎ 22213



射を受けてください。

登録料金 3,000円  
注射料金 3,320円

登録料金を3,000円、注射料金を3,320円を合わせてください。

※他市町村より転居してきた方は、鑑札を必ず持参してください。

登録事項に変更ありませんか？

登録されている犬が死亡した場合や飼い主の変更などがあった場合は、環境対策課までご連絡ください。

問合せ先 環境対策課環境保全係 ☎ 22213

## 固定資産税の縦覧と閲覧

土地や家屋の「価格等縦覧帳簿」の縦覧と「固定資産課税台帳」の閲覧を行います。

**土地及び家屋価格などの縦覧**

平成23年度の固定資産税評価額について、周辺の土地や家屋の評価額と比較することができます。

**縦覧することができる方**  
固定資産税を納めている方（納税者）とその家族、納税者の委任を受けた方および納税管理者

**縦覧期間** 4月1日(金)～5月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分※土日・祝日除く

**手数料** 無料

**持ち物** 本人確認ができるもの（納税通知書、運転免許証など）、認印、委任状（代理の方の場合）など

**固定資産課税台帳の閲覧**

平成23年度の固定資産税の基礎となる課税台帳をご確認ください。

**閲覧することができる方**  
納税義務者とその家族、納税義務者の委任を受けた方、納税管理者

**縦覧期間** 4月1日(金)以降毎日、午前8時30分～午後5時15分※土日・祝日除く

**手数料** 縦覧期間中は無料

**※ただし縦覧期間後は有料持ち物** 本人確認ができるもの（納税通知書、運転免許証など）、認印、委任状（代理の方の場合）、土地や家屋を借りている方はその契約書

**審査の申出**

平成23年度の固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産の価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書を受けた日後60日までの間に文書をもって下田市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。

**平成23年度固定資産税第1期の納期限は5月2日です**  
納付には便利な口座振替をご利用ください。

**問合せ先**  
税務課資産税係 ☎ 22218